

公 示

特定計量器定期検査実施

計量法（平成４年法律第５１号）第１９条の規定により、本巢市における特定計量器（ひょう量５ｔ未満の質量計）の定期検査を次のとおり実施します。

令和８年３月３日

岐阜県知事 江崎 禎英

市 名	期 日	時 間	場 所	対 象 地 域
本 巢 市	令和８年 ４月２２日 （水）	午前１０時から 午前１１時３０分まで	本巢市役所根尾分庁舎 （根尾板所６２５－１）	根 尾
	４月２３日 （木）	午前１０時から 午後２時まで	ＪＡぎふ 糸貫支店 （見延１３９９－１）	市内全域
	４月２４日 （金）	午前１０時から 正午まで	ＪＡぎふ 糸貫支店 （見延１３９９－１）	市内全域